

告 示

埼玉県告示第千三十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 (一) 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡皆野町大字金沢字金山沢三五二〇の一・三五二二・三五二三・三五二四の一・三五二九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字割谷三六〇〇・三六〇二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

二 (一) 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡皆野町大字金沢字穴久保二九二九（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。）